

『東三河後見センター』会報 第32号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター
〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

平成 27 年 6 月 25 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

第9回総会終了、豊川市と5市杜協から来賓

成年後見等の申立て件数が2年続きの減少！

第9回総会とその後のシンポジウムに込めた期待

5月30日（日）午後1時から豊川商工会議所2階Aホールにおいて東三河後見センターの第9回通常総会を開催し、上程した5議案すべてが無事、原案どうり承認可決されました。総会では、豊川市の渥美昌之健康福祉部長と豊川市社会福祉協議会の竹下一正常務理事兼事務局長から来賓あいさつをいただき、東三河5市（田原、豊橋、蒲郡、豊川、新城）の成年後見（支援）センターからもお一人ずつ来賓としてご臨席いただきました。当法人が東三河全域で成年後見制度の利用促進に努めてきた実績に対する評価と今後の活動への期待を感じる総会でした。

また、総会閉会後に同じ会場で開催したシンポジウムは、市民後見の新たなステージを予感させる内容となりました。

（会報2～5ページをご参照ください）



最高裁判所が平成26年成年後見関係事件の概況を発表

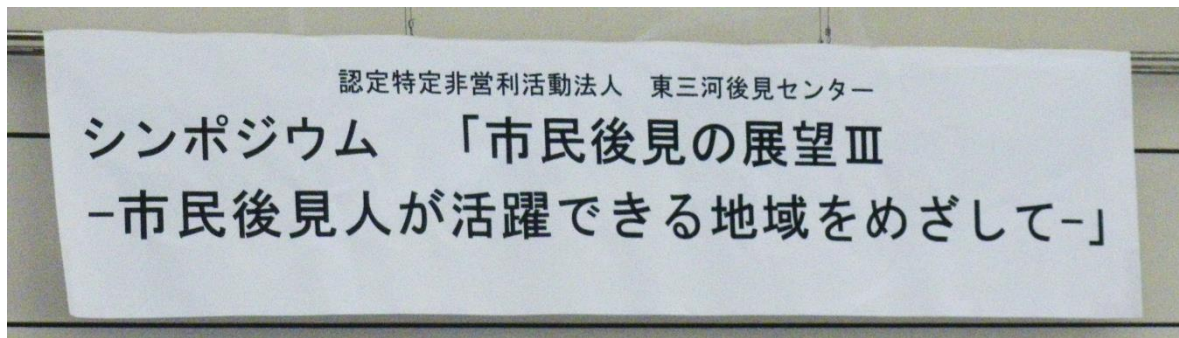
5月下旬に最高裁判所がホームページで「平成26年成年後見事件の概況」を発表しました。それによれば、平成26年1年間の全国家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立て件数は34,373件で対前年比約0.5%の減少でした。前年の平成25年は34,548件で、これは平成24年対比で0.4%の減少でした。結局、平成25年、26年と2年連続で申立件数が減少したことになります。

認知症高齢者の増加、障害者の親亡き後問題の急増など、成年後見制度のニーズは毎年うなぎのぼりの増加というのが私たちの実感です。それにもかかわらず成年後見等の全国の申立件数が減少している。成年後見制度自体の機能不全が始まっているのではないかといささか心配です。

減少の理由は次のようことが考えられます。

- ① 被後見人等の財産が多い場合（1千万円とか2千万円とか色々言われている）、全国の家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を親族に押し付けている。そのマイナス評価の反映。
- ② 親族後見人の減少に対し、第三者後見人は平成25年19,279件から平成26年22,130件と2,851件、14.8%も増加。受け皿の専門職が底をつき、新たな受け皿である社会福祉協議会や市民後見人なども今のところ期待だおれで、第三者後見人の受け皿不足が深刻になってきている。これらの対策が私たちの今年度の重点課題となります。

（代表理事 長谷川卓也）



総会終了後、同会場にて 42 名の参加者のもとシンポジウムを行いました。司会者の長谷川卓也代表理事が、5 年前の平成 22 年度第 4 回総会後のシンポジウムの講演ですでに市民後見人の育成支援について議論したことを振り返り、当法人が市民後見にこだわり続けて成年後見の活動をしてきたことを紹介しました。その 5 年前に「成年後見制度 10 年の歩みと今後の課題」と題して講演をいただき、それ以降、毎年総会後の講師やシンポジウムのコーディネーターをお願いしている、中村成人弁護士（当法人顧問）に今回もシンポジウムのコーディネートをしていただきました。はじめに、最高裁判所が報告している成年後見関係事件の概況（平成 26 年 1 月～12 月）の資料を確認しながら、後見業務や市民後見の現状をわかりやすく解説していただきました。

シンポジストは、当法人の市民後見人として活動されている北川悦子さん、井上裕一さん、豊川市健康福祉部福祉課課長補佐の大澤潤一さん、事務局長の工藤が登壇し、発表・報告したあと、コーディネーターや会場からの質疑に答えるかたちで進行了しました。2 時間という限られた時間でしたが、この地域の成年後見制度の現状と課題が見えてきたように感じました。来場いただきました、みなさまありがとうございました。（文責 工藤明人）

（※紙面の都合上、中村先生の解説やアンケート結果等はブログで報告させていただく予定です！）

北沢悦子さん 市民後見人 NPO法人東三河後見センター 市民後見人名簿登録者

民生委員であった父親の影響をうけ福祉に関心をもった。ご自身も障がい者施設で 15 年勤務し、在職中に市民後見人養成研修を受講し、退職後 3 名の方を受任している。市民後見 2 年目。

○具体的な活動状況は？

80 代の女性、認知症の方、80 代後半の女性、認知症、被害妄想の方、40 代女性の知的障がいの方の担当をしている。担当している方のプライドを大切にしている。お金に苦労した体験のある方とは訪問時に通帳を一緒に確認したり、グループホームに入所しアパートを処分する必要のあった方には、本人の気持ちを大切にしながら時間をかけて対応した。笑顔で喜んでいただいた時に大変生きがいを感じる。



北川悦子さん

○後見業務特有の難しさをどのように克服したか？

意思疎通の難しさが多分にあるので、気持ちで対応している。書類が多くあり、その作成について手とり足とり教えてもらいながら対応している。

○後見の仕事は専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）でないとできない仕事か？

私がやっているくらいだから大丈夫だと思います（笑）。みんな十人十色で違うので、分からないところは教えてもらいながら、少しずつ解決できると思います。

井上裕一さん 市民後見人 NPO法人東三河後見センター市民後見人名簿登録者

福祉の世界とは遠い、中小企業診断士と行政書士の資格で独立している。前靱帯損傷し不安を感じている頃に、市民後見人養成研修を修了。現在、法人後見2名と単独型の市民後見人として1名を担当受任している。他に法人後見の内の2名の方の不動産の処分売却を中心とした財産管理を担当している。



井上裕一さん

○具体的な活動状況は？

自己破産しか道がないという絶望的な案件でしたが、この方の状況を具体的に把握すべく、年金事務所へ通い、戸籍の附票を取得し、病院での面会を重ねて年金の受給が可能となった。勉強しながら知識を使いながら活動することが大切。また、医療福祉関係者の方と協働し財産面だけでなく、医療や生活面でも目処がつき始めた。後見活動はやりがいと大きな意義のある仕事、生きがいを感じている。

○後見業務特有の難しさをどのように克服したか？

週1回実施されているミーティングで、当法人には社会福祉関係の職員が多いので精神的な障がいがある方の距離の持ち方について相談し助言をえた。他の病院の方や精神科医の方もその助言と同じように対応させていることがわかり勉強になった。

○後見の仕事は専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)でないとできない仕事か？

与えられる権限は同じなので、生半可な知識では慎重さを要しますが、普通の会社に勤めていた方でも十分こなせる業務だと思う。不安を感じたら、専門職、機関等に相談したりしながらすすめることができる。

大澤潤一さん 豊川市健康福祉部福祉課課長補佐

○豊川市の現状と課題について

今年4月1日現在の人口は184,944人、その内、65歳以上人口は44,703人であり、その内推定認知症高齢者は6,705人で、今後、超高齢化を迎えるのでこの人口が増えると試算がでている。また、療育手帳所持者、精神障害者福祉手帳所持者も年々着実に増加している。成年後見制度の周知状況は、高齢者の方の3割が名前を聞いたことがない、障がいのある方は5割の方が知らないという現状があり、どのような形で周知するかが課題となっている。

名古屋家庭裁判所管内の市長申立件数の平成25年度までの合計は843件あるが、豊川市の状況は現在までで8件であり、全体的に少ないと思う。また専門職後見人の後見活動には限界を感じている。

本市の現状を踏まえ、今年度の取り組みとして、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を営めるように、当事者団体、学識経験者、関係者団体、行政を構成員とした成年後見制度の利用推進検討委員会を設置し、成年後見制度の円滑な利用の仕組み等を考えていく予定である。

○専門職後見人の眼界を感じられているが、市民後見人についてのイメージは？

成年後見制度の利用者を人口の1%という仮説で考えると、1,800人の方が相当し専門職だけで



大澤潤一さん

は頭打ちになる。そこで市民後見人を育成することになると思うが、その質を担保し、維持し続けることが課題となると考えられるため、研究・検討していきたい。

工藤明人さん NPO 法人東三河後見センター 事務局長 社会福祉士

法人後見の8名の担当者及び愛知県ぱあとにに登録している後見人として3名を受任している。

ONPO 法人東三河後見センターの状況

2007（平成19）年12月に初めての法人後見を受任してから、東三河地域における成年後見制度の啓発、普及及び成年後見等の受任、市民後見人の養成、支援を行っている。社会福祉士を中心とした専門職でスタートし、そこに市民後見人が加わり現在までに延べ87名の方の支援をしています。受任件数は本日現在67名です。最近は福祉以外の専門的な対応が求められるとともに、精神的疾患に対するデリケートな対応や複数の課題に介入する事案もあります。

○市民後見人の活動状況

当法人が実施した市民後見人養成研修の修了者であり、当法人より名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している名簿搭載者のことを市民後見人としています。平均年齢は61.8歳。男女比は同等です。名簿搭載者24名の内、13名の方が後見担当者として当法人より任命され活動されています。後見活動である身上監護や財産管理は個々の市民後見人の見識をもって活動をしています。そこで毎月4回は法人事務所でミーティングを行い、活動内容の振り返りや相談を行っています。

○愛知県ぱあとの状況

現在の登録者は146名で、後見人等として活動しているのは89名、一人あたり2.6名を担当している。社会福祉士の多くの方は施設の支援者等、大半は本業に従事しながら、成年後見人等の業務を兼務しているため、受任可能件数には限りがあり、現在、専門職後見人の担い手不足という問題が表面化してきていると言われています。

○市民後見人に対する法人の体制はどのようになっているか？

安心して活動できるように、困り事があった場合きちんと相談できる環境を整えることが重要。ミーティングという場には、専門資格者、様々な見識をもった方、人生経験のある方等がいるのでアドバイスを受けることができるようにしています。



参加者からの質問

○成年後見利用推進検討委員会と市民後見人及び広域連合との関係は？

（大澤さん）利用者目線で、まずは普及、啓発をして、制度を使いやすい条件作りをしたい。市民後見人の育成は必要という結論を検討委員会で導き出せるかは分からないが、必要だという認識がある。養成する段階では市が単独でやることは非効率であるので広域で実施したほうがよいのではないかと思います。

○市民後見やこの地域の権利擁護に関する10年後、20年後の状況の各人の希望・予測について

（井上さん）NPO 単独だけでも動けないので、豊川市をはじめ他の自治体のバックアップがある

といい。

(北沢さん) できているところがいっぱい知恵をだしていくことが一番の支援だと思います。

(工藤さん) 地域における支え合い、見守りが大切。一方で後見活動としている財産管理の部分はプライベートな要素が多いので、それを安心して任せられる人、環境ができているといいと思います。

(大澤さん) 障害者権利条約の関係で制度がそのままあるのかどうかという疑問があるが、利用者は増加すると考えられるので、行政としてはこの制度を利用しやすくすることが使命だと考えている。

(中村 弁護士) 実施機関は法人が望ましい。そこに市民の方を支援員あるいは担当者として位置づけ、その人たちが窓口となりミーティングを行い運営できるといい。人の人生に絡むことなので、一人では限界がある、たくさん集まって文殊の知恵となる。

○法人後見の担当者と個人型の市民後見人としての活動の違いやストレス等は？

(井上さん) 身上監護面では、ケアマネさん等の方々と連携しながら関わっているので、法人後見も市民後見もあまり変わらない感じがするが、財産管理面では自分の銀行印で対応しなければならない。法人の銀行印を借りることなくできる。身上監護面の支援が多いので関係者と密に連絡調整しており、ストレスは感じない。



参加者からの意見など

○東京で堀田力（弁護士）さんが「後見人の専門はいない」と述べられていたがそう思う。専門職後見人、市民後見人と大きな違いがあるように言われるが、専門職というのには違和感がある。後見は心身ともに健康で誠実にやれば、当然、基本的な研修や勉強は必要であるが、普通の人が十分できる。非常に健康で、色々な経験とか知見をもった元気な老人がたくさんいるので、そういう方々を活用してほしいし、仕掛けをつくっていただきたい。

○後見活動をされていてすごいと思うが、後見に係わることは厳しさがいる。地域住民から信頼を得るという観点でいうと活動されている方が後見の基礎知識をもち、法人の教育で支えられているという権威が必要ではないか。法人には、あらゆる知識なり、権威なり、質を整える責任をはたしていったいただきたい。

○東三河広域連合では介護保険等の事務処理を一手に引き受けていますが、その先に市民後見があると思います。後見活動は民間がやってきたという面もあり、当法人システムを作りあげてきめ細やかなケアができる体制作りが必要。官民両方に相まって漏れのない施策を実行することが必要だと思います。

ケースファイル 10

父親から娘へ2世代に渡る出会い

～土地売却の難しさを実感～

飯星睦生(臨床心理士・精神保健福祉士)

(出会い1-父) 東三河後見センターに勤務して間もない時に社協から一人暮らしが難しく認知症グループホームに入所した88歳の男性A氏(妻死亡、長女・次女施設入所、三女所在不明)の候補者の話がありました。援助していた義弟が高齢で面倒が難しいと包括に相談したことが始まりです。間もなく後見人の仕事を開始しました。最初の頃は面会に行っても、話をしてくれませんでした。面会を重ねるうちに話をしてくれるようになりました。施設では落ち着いた生活をしていました。後見人として面会や介護保険契約等の身上監護と財産管理をし、多くの田畑や住宅の草刈り等の管理もしてきました。今後ことを考えて土地売却の話をしてしても頑なに拒みました。落ち着いて過ごしていたA氏が胆管結石、大腿部頸部骨折等で入退院を繰り返していましたが、入院中に肺炎を併発し亡くなりました。受任から2年後でした。身内の面会もなく淋しそうなA氏が後見人の私が帰る時に手を振ってまた来てねと言ったのが目に浮かびます。葬儀の手配をすると三女も含め5人が参列して最後のお見送りすることが出来ました。これで後見事務は終了だと思いました。

(出会い2-娘) 葬儀から1週間過ぎた日に三女から電話が入り施設に入所している姉達の後見人になってほしいと依頼がありました。土地売却など難しいことがあるので、躊躇しましたが引き受けることにし、依頼から3ヶ月後、後見人の仕事を開始しました。父親の遺産を受けたため生活保護が廃止されたのを機会に社労士に依頼して障害年金の申請をしました(現在申請中)。毎年多額の固定資産税を払うのを解決するため土地売却を本格的に行うことにしました。司法書士に依頼し、土地を娘3人に変更登記しました。次に不動産屋に土地売却の相談に行きましたが、仲介、買い取りなど門外漢の私には分からない事ばかりでした。被後見人等に不利にならないように悩んでいた時、不動産に詳しい市民後見人として活躍しているI氏に相談したところ、協力してくれると言われ、大きな力を得ることが出来ました。家庭裁判所に上申し、売却しやすい土地から信頼できる不動産屋2軒に見積ってもらい、有利な不動産屋と仮契約することが出来ました。今は次の土地の売却に動き始めています。ここで困ったことが起こりました。それは父親が住んでいた住居の土地が祖父名義になったままだったのです。そのため父親の兄弟に相続の放棄をしてもらう必要があり、兄弟に承諾印をもらいに歩いていますが、身内にもいろいろな考えの方がいて苦労しています。このように土地売却について奮闘中ですが、身内の方の複雑な思いや不動産屋との交渉など難しいことが多いことを実感しています。難しいが被後見人に不利にならないように頑張っていきたいと思っています。東三河後見センターにはいろいろな資格等を持った市民後見人等がいて自分に不足している事にアドバイスがもらえるのは法人組織の良い点であることが分かりました。土地売却の経験がなかった私にとって良い経験中で、これからはみんなに教えられるように頑張ります。

会員さん紹介



後見人は体力・気力、死ぬまで勉強

高柳 大太郎

私は、NPO東三河後見センターが開催した平成25年度東三河市民後見人養成研修を受け、修了しました。

最近、「格差社会」、「高齢社会」といわれ、高齢者の医療、介護や生活のことがしばしば問題になり、日々のマスコミで目や耳にして気になっていました。「生き残った人はいない」のでいずれはこの世から去ることになるけれど、それまでの自分たちの先行きがどうなるのか、見えなくて不安であることは誰しも共通と思いました。

「生活は何とかなる」と思っている一定の資産のある人もそうですが、とくに、高齢で働くことができず、年金も資産も少なく「経済的にやっていけるのかな」と心配があればなおのことです。その上、今は意識もあり認識・判断ができるけれど、高齢者の認知症などになって、自分自身のことが分からなくなり判断もできなくなってきたらどうするのか。

私の生活の周りには、さまざまな不安要素を抱えている人たちが何人かいます。家族との関係が壊れ孤独の生活をして頼る身内がない、高齢で働くところがなく無年金で生活ができない、国民年金だけで厳しい、うつ病や引きこもりなどの精神障がいの人もあります。先行きのこと、自分で主張できず権利を守ることをできない人など、私にとってこの事態は他人事でなく、現実的なものでした。さいわいに6年前に退職し、時間も体力もあったので何か人のために、自分のためにできることはないかと考えていたときに誘われて後見人の活動にかかわるようになりました。

昨年の9月から、毎週開かれているミーティングに参加して、実際の仕事について先輩たちの話を聞き勉強しています。毎回、参加して思うのは後見人の仕事の重要性、大変さ、難しさを感じています。それは、被後見人の置かれている状況にあわせて適切な対応が求められることにあります。状況はさまざまなケースが存在し想像を超えていること、適用しようとする法律も多岐にわたることや、実施できる環境も違ってきていることからです。事例を聞いていると思ってもよらない事態に出くわし、どう判断してよいかその判断に迷うことが日常的で、皆さん本当にがんばっています。そのがんばりは感動的です。

私にそれができるのか、それが今の私自身の課題です。後見人は、被後見人の置かれている現実適切に対応しようとすれば、多くの法律や制度を駆使して、守られるべき権利を実行し、保障していくことだと思います。死ぬまで勉強、気力、体力の続く限りこの仕事を進める覚悟でいます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、趣味はバイクで北海道へ、テントやキッチンセットを積んで10日ほど貧乏旅行することです。後見人の仕事に支障が出ないように、無事に戻れることを願いながら今年も出かけます。

東三河後見センター |

検索

東三河後見センターのホームページの活動報告で
会報第1号から本号までをPDFファイルで閲覧
することができます。



東三河後見センターの今後の予定(7月～9月)



☆ミーティング 9時15分より 7月10(金)、14(火)、22(水)、28(火)
 一市民後見人の方、参加歓迎 8月4(火)、12(水)、18(火)、26(水)
 9月1(火)、11(金)、15(火)、30(水)

7月4日(土) 第2回 成年後見ミーティング ウィズ豊川 研修室1 13:30～15:30
 テーマ「後見実務の日々の活動と記録について」

9月5日(土) 第3回 成年後見ミーティング プリオ 視聴覚室 13:30～15:30
 テーマ「地域にある福祉サービスを確認しよう」

★理事会 7月10日、9月11日

※成年後見ミーティングは誰でも参加できます。

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成27年6月1日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
受任状況	41名	13名	12名	66名
受理面接済・確定待ち			1名	1名

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	17名	7名	2名	1名	0名	0名		27名
知的障がい者	12名	3名	2名	2名	1名	11名	1(岡崎市)	32名
精神障がい者	4名	1名	1名	0名	0名	0名	1(岡崎市)	7名
合計	33名	11名	5名	3名	1名	10名	2名	66名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認知症	12名	3名	2名	17名
知的障がい者	12名	1名	1名	14名
精神障がい者	2名	0名	0名	2名
合計	26名	4名	3名	33名

現在活動されている市民後見人の方は13名です。この方が上記表のとおり33名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い

(平成27年4月1日～発行日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 44人

(法人正会員2含む)

賛助会員費納入者 : 36人

(法人賛助会員4含む)

寄付者 (3,000円以上) 10人

皆さまのご支援
ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。よって正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

今回の特集に記載しましたが、総会及びシンポジウムへ出席いただきありがとうございました。シンポジウムのテーブル起こしをしたら、A4用紙で27ページ！3万2千字を超えました。これを4ページに集約するという大問題にぶつかり、伝えるべき事柄が伝わったか心配です。ブログやホームページにも資料を掲載予定です。そちらもご覧下さい。m()m (編集：工藤明人)